

第 100 回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成 29 年 6 月 23 日 (金曜日)
午前 10 時 (受付開始 午前 9 時)

開催場所

三重県四日市市山田町 800 番
当社四日市本社 総合センター体育館

太陽化学株式会社

証券コード 2902

目次

第 100 回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
第 1 号議案 取締役 8 名選任の件	2
第 2 号議案 監査役 1 名選任の件	5
第 3 号議案 補欠監査役 1 名選任の件	6
第 4 号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件	7
事業報告	9
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告	38
お知らせ	41

株 主 各 位

三重県四日市市山田町800番
太陽化学株式会社
代表取締役社長 山崎長宏

第100回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後6時までにご到着するようにご返送いただきたくよろしくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 開催日時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
 2. 開催場所 三重県四日市市山田町800番 当社四日市本社 総合センター体育館
（裏表紙の地図（略図）をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第100期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第100期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------------|
| 第1号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に退職慰労金贈呈の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.taiyokagaku.com/kabunushisoukai>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しており、添付書類には記載しておりません。
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.taiyokagaku.com/>）に掲載している連結注記表及び個別注記表であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

現任取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	やまざきながひろ 山崎長宏 (昭和30年4月22日生) 再任 取締役会出席状況 15/15回	昭和54年3月 当社入社 昭和61年6月 当社取締役内部監査室長 平成3年2月 当社常務取締役 平成6年3月 当社専務取締役 平成9年6月 当社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社永谷園社外取締役	272,800株
2	やまざきよしき 山崎義樹 (昭和31年9月6日生) 再任 取締役会出席状況 15/15回	昭和61年3月 当社入社 平成4年6月 当社取締役大阪営業所長 平成6年3月 当社常務取締役営業副本部長兼資材部担当 平成12年6月 当社常務取締役営業統括兼東京支店長 平成15年6月 当社代表取締役副社長 平成19年4月 当社代表取締役副社長インターフェースソリューション事業部事業本部長 平成25年4月 当社代表取締役副社長国内営業管掌 (現任)	99,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	やま ざき なが のり 山崎 長徳 (昭和35年3月6日生) 再任 取締役会出席状況 14/15回	昭和61年5月 当社入社 平成6年6月 当社取締役国際部長 平成8年6月 当社常務取締役国際部長 平成9年6月 当社常務取締役営業本部長兼資材部担当 平成15年6月 当社代表取締役副社長 平成19年4月 当社代表取締役副社長アグリフード事業部事業本部長 平成25年4月 当社代表取締役副社長中国・東南アジア地域管掌兼財務管掌 平成25年6月 当社代表取締役副社長中国・東南アジア地域管掌 平成26年6月 当社代表取締役副社長海外事業管掌 平成27年6月 当社代表取締役副社長海外事業管掌兼生産推進管掌 (現任) (重要な兼職の状況) タイヨーインタナショナルインク取締役社長 開封太陽金明食品有限公司董事長 上海太陽食研国際貿易有限公司董事長 タイヨールシードプライベートリミテッド取締役会長 無錫太陽緑宝科技有限公司董事長	274,600株
4	ます かわ なお とし 増川 尚利 (昭和30年11月10日生) 再任 取締役会出席状況 15/15回	昭和54年3月 当社入社 平成20年4月 当社内部監査室長 平成22年7月 当社執行役員財務部長 平成25年4月 当社執行役員企業統括部長 平成25年6月 当社取締役財務担当兼企業統括部長 平成27年6月 当社取締役財務担当兼業務支援担当兼企業統括部長 (現任)	8,000株
5	うち だ かず ひと 内田 一仁 (昭和35年1月1日生) 再任 取締役会出席状況 15/15回	昭和58年4月 当社入社 平成23年8月 当社インターフェイスソリューション事業部営業部長 平成24年4月 当社執行役員インターフェイスソリューション事業部長 平成26年6月 当社取締役インターフェイスソリューション事業部長 (現任)	4,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
6	さとうのりお 佐藤 則夫 (昭和40年9月14日生) 再任 取締役会出席状況 15/15回	昭和63年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員社長室長 平成24年4月 当社執行役員ニュートリション事業部長 平成26年6月 当社取締役ニュートリション事業部長 (現任)	12,200株
7	はぎたかし 羽木 貴志 (昭和37年8月25日生) 新任	昭和60年4月 当社入社 平成21年4月 当社アグリフード事業部研究開発部長 平成29年4月 当社執行役員アグリフード事業部長 (現任)	1,300株
8	くぼたしゅうへい 久保田修平 (昭和53年9月22日生) 再任 取締役会出席状況 14/15回	平成14年10月 弁護士登録 平成14年10月 森・濱田松本法律事務所入所 平成24年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー (現任) 平成27年6月 当社社外取締役 (現任)	69,600株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 久保田修平氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由
久保田修平氏は、弁護士の資格を有しております。
同氏は、平成27年に開催の第98回定時株主総会において取締役に選任され、就任以来、弁護士としての経験と知見に基づき、取締役会の議案の審議に必要な発言の他、社外の視点による助言をいただいております。
同氏は、企業経営に直接関与された経験は有りませんが、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な法律知識と見識を有しており、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
同氏は、当社の定める独立性を確保するための社外役員（取締役及び監査役）の選任基準を満たしております。
同氏は、代表取締役社長山崎長宏、代表取締役副社長山崎長徳の三親等以内の親族であります。
4. 当社は久保田修平氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役渡邊誠人氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
わた なべ しげ と 渡 邊 誠 人 (昭和37年2月4日生)	昭和63年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)名古屋事務所入所 平成2年10月 サンアイ監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成4年8月 公認会計士・税理士登録 平成13年4月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)三重事務所代表社員就任 平成17年4月 公認会計士渡邊誠人事務所開設 平成17年4月 公認会計士渡邊誠人事務所所長(現任) 平成17年4月 税理士法人ACT設立 平成17年4月 税理士法人ACT所長(現任) 平成25年6月 当社社外監査役(現任)	0株
再任 取締役会出席状況 15/15回 監査役会出席状況 13/13回		

- (注) 1. 当社は、渡邊誠人氏が所属している税理士法人ACTとの間に顧問契約を締結しております。
2. 渡邊誠人氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由
渡邊誠人氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
同氏は、会計及び税務に関する専門的な知識と幅広い経験を有しており、外部の視点をもって監査役としての役割を果たしていただきたいためであります。
企業経営を統治する十分な法律知識と見識を有しており、当社の監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
同氏の当社における監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
なお、同氏は、当社の定める独立性を確保するための社外役員(取締役及び監査役)の選任基準を満たしております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成28年6月24日開催の当社第99回定時株主総会において補欠監査役に選任された長谷部拓哉氏の選任の効力が、本総会開始の時をもって満了することに伴い、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、本総会においてあらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
はせべたくや 長谷部拓哉 (昭和55年2月18日生)	平成16年10月 弁護士登録 平成16年10月 古賀法律事務所入所 (現霞総合法律事務所) 平成21年4月 杉本雅俊法律事務所入所 (現任)	0株

- (注) 1. 長谷部拓哉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長谷部拓哉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由
長谷部拓哉氏は弁護士であります。
同氏は企業経営に直接関与された経験はありませんが、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な法律知識と見識を有しており、社外監査役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

第4号議案 退任取締役の退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます加藤友治氏及び吉岡章二氏に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金を当社所定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名				略 歴	
か 加	とう 藤	とも 友	はる 治	平成12年6月	当社取締役 (現任)
よし 吉	おか 岡	しょう 章	じ 二	平成22年6月	当社取締役 (現任)

以 上

(ご参考)

独立性を確保するための社外役員（取締役及び監査役）の選任基準

太陽化学株式会社

当社取締役会は、当社における社外役員（※1）の候補者を選任する際に、その独立性を確保するため、社外役員の選任基準を制定する。

社外役員の選任基準は、次のとおりであり、いずれの項目にも該当しないことを要件とする。

- (1) 当社及び当社の関係者（以下、併せて「当社グループ」という。）の取締役、監査役、従業員として直近10年以内に在籍していた者とその2親等以内の親族
- (2) 直近5年以内に当社グループの主要取引先（※2）の取締役、監査役、従業員として在籍していた者
- (3) 当社株式議決権の10%以上を有する株主（法人株主の場合はその業務執行者）
- (4) 直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の報酬を受けている専門的な役務の提供者（※3）
- (5) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- (6) 直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者
- (7) 取締役の相互派遣関係にある者
- (8) その他当社グループと重要な利害関係にある者

注 ※1 社外役員とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役、及び会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。

※2 当社グループへの直近の事業年度における連結売上高の2%以上の取引実績を持つ取引先をいう。

※3 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、コンサルタント、顧問をいう。

平成25年5月13日制定

平成27年11月9日改定

以上

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策を背景とした企業収益及び雇用情勢の改善により、緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方、海外は、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気下振れに加え、英国のEU離脱問題等不安定な欧州経済や米国新政権の政策動向等により、不透明な経営環境となりました。

当社事業の主要分野であります食品業界におきましては、根強い節約志向に加え、天候不順等の影響から個人消費が伸び悩む等、企業を取り巻く事業環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような環境の中で当社グループは、引き続き対処すべき課題として、①市場変化への対応、②販売の強化（グローバル化）、③品質管理体制の維持・強化、④環境への取り組み、⑤人材育成、⑥業務改善による全体最適化を掲げ、企業価値の向上に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高は、円高等の影響により394億87百万円と前期比0.0%の微減となりました。

営業利益は、原料価格及びエネルギーコストの減少等により、34億44百万円と前期比25.4%の増益となりました。

経常利益は、為替相場の変動による為替差損の計上はありましたものの、31億23百万円と前期比29.1%の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期において計上いたしました関係会社の清算に伴う法人税の減少等がなくなったことにより、19億44百万円と前期比3.0%の減益となりました。

各事業の概況は次のとおりであります。

ニュートリション事業

医療、健康食品、飲料業界等に、カテキン（緑茶抽出物）、テアニン（機能性アミノ酸）、水溶性食物繊維等の機能性食品素材、ミネラル製剤、ビタミン製剤等を製造、販売しております。

水溶性食物繊維は、国内市場の医療用途は増加いたしました。欧米市場の医療用途及びサプリメント用途は減少いたしました。この結果、売上高は前年を下回りました。

カテキンは、国内市場の飲料用途及びアジア市場、欧州市場のサプリメント用途は増加いたしました。米国市場のサプリメント用途は減少いたしました。この結果、売上高は前年を上回りました。

ミネラル製剤は、国内市場のサプリメント用途は増加いたしました。欧米市場のサプリメント用途は減少いたしました。この結果、売上高は前年を下回りました。

テアニンは、国内市場のサプリメント用途、化粧品用途及びアジア市場の飲料用途は増加いたしました。米国市場のサプリメント用途は減少いたしました。この結果、売上高は前年を上回りました。

ビタミン製剤は、国内市場の飲料用途が減少いたしました。この結果、売上高は前年を下回りました。

以上の結果、売上高は69億26百万円と前期比2.1%の減収となりました。

インターフェイスソリューション事業

乳製品、飲料、菓子、パン、加工油脂等の業界、及び化粧品、トイレットリー業界等に、乳化剤、安定剤等の食品素材、品質改良剤を製造、販売しております。

乳化剤は、国内市場及び海外市場の化粧品用途、トイレットリー用途は増加いたしました。一般食品用途は前年並みとなり、飲料用途は減少いたしました。この結果、売上高は前年を下回りました。

安定剤は、国内市場の医療食用途、惣菜用途が増加いたしました。この結果、売上高は前年を上回りました。

以上の結果、売上高は133億27百万円と前期比0.9%の減収となりました。

アグリフード事業

乳製品、飲料、菓子、パン、ハム・ソーセージ、即席めん、農産加工業界等に、鶏卵加工品、たん白素材、即席食品用素材、フルーツ加工品、農産加工品等の食品素材、品質改良剤を製造、販売しております。

鶏卵加工品は、国内市場のハム・ソーセージ用途等の減少により、粉末卵、液卵加工品ともに減少いたしました。この結果、売上高は前年を下回りました。

即席食品用素材は、国内市場及びアジア市場の即席めん用途が増加いたしました。この結果、売上高は前年を上回りました。

フルーツ加工品は、国内市場のパン用途及び冷菓用途が増加いたしました。この結果、売上高は前年を上回りました。

以上の結果、売上高は190億34百万円と前期比1.3%の増収となりました。

その他の事業

料理飲食等の事業を行っております。

売上高は1億99百万円と前期比15.6%の増収となりました。

事業別売上高

事業別	期	第99期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで		第100期(当期) 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで		前期比(%)
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
ニュートリション 事業		7,071	17.9	6,926	17.5	97.9
インターフェイスソリューション 事業		13,453	34.1	13,327	33.8	99.1
アグリフード 事業		18,794	47.6	19,034	48.2	101.3
その他の 事業		172	0.4	199	0.5	115.6
計		39,492	100.0	39,487	100.0	100.0

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資につきましては、総額9億27百万円となりました。その主なものは、次のとおりであります。

南部事業所の特別高圧受電設備更新

粉体工場のMES（製造実行システム）更新

(3) 資金調達の状況

上記設備資金は、自己資金をもって充當いたしました。

(4) 対処すべき課題

食品業界を取り巻く環境は、天候による穀物価格の上昇に伴う原料の高騰や、少子高齢化による需要の減少、及び消費税増税に伴う消費者の節約志向、並びに食の安全・安心確保など、厳しい状況が続くものと予想されます。

当社グループは、時代の要求を敏感に捉え、未来を見据えた技術開発力の強化を基盤とした新市場の創造と開拓に努め、事業領域及び製品群の選択と集中を積極的に進めてまいります。

対処すべき当面の課題とその対処方針といたしましては、次のような項目を挙げております。

- ① 市場の変化に対応 積極的な業態変化を行う。また、生産ラインの効率化、組織のスリム化を進め総合的な競争力を増す。
- ② グローバル化 グローバルマーケットに通用する独自の製品開発を行い、国内外の販売網も更なる充実を図る。
- ③ 品質管理 HACCPシステムをベースとした品質管理の徹底を図り、製品の安全性を確保する。
- ④ 環境対応 省エネルギー、省資源等の環境対策に全社的に取り組む。
- ⑤ 人材育成 社員の能力向上に注力し、社員一人ひとりの付加価値を高め、会社基盤を強化する。
- ⑥ 業務改善 全社的な改善活動に積極的に取り組み、業務の質的向上、効率化を図り全体最適化を図る。

また、世界の人々の健康と豊かな生活文化に貢献する研究開発型企业として、生産・販売において更にグローバルな展開を目指してまいります。

そのため、基本理念「好奇心 そして行動 (Imagine, Desire and Create)」のもと、当社グループの総力を結集し、新たな課題にも積極的にチャレンジし進化を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第97期 平成26年3月	第98期 平成27年3月	第99期 平成28年3月	第100期(当期) 平成29年3月
売上高(百万円)	36,342	38,242	39,492	39,487
経常利益(百万円)	2,278	2,791	2,419	3,123
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,399	1,692	2,005	1,944
1株当たり当期純利益(円)	71.49	86.47	104.55	105.99
総資産(百万円)	39,195	41,864	41,731	44,830
純資産(百万円)	31,292	33,850	33,950	35,735

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 %	主要な事業内容
タイヨーインタナショナルインク	350千米ドル	100.0	食品等の販売及び輸出入
開封太陽金明食品有限公司	29,614千元	77.7	食品等の製造販売
タイオールシードプライベートリミテッド	200,000千ルピー	40.0	食品等の製造販売
無錫太陽緑宝科技有限公司	25,000千元	71.8	食品等の製造販売
上海太陽食研国際貿易有限公司	3,300千米ドル	100.0	食品等の販売及び輸出入

(注) 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(7) **主要な事業内容（平成29年3月31日現在）**

当社グループの事業は、食品用乳化剤、安定剤、各種鶏卵加工品、即席食品用素材、フルーツ加工品及び農産加工品、栄養機能食品、化粧品原料等の製造と販売を主たる目的としております。

① **ニュートリション事業**

医療、健康食品、飲料業界等に、カテキン（緑茶抽出物）、テアニン（機能性アミノ酸）、水溶性食物繊維等の機能性食品素材、ミネラル製剤、ビタミン製剤等を製造、販売しております。

② **インターフェイスソリューション事業**

乳製品、飲料、菓子、パン、加工油脂等の業界、及び化粧品、トイレタリー業界等に、乳化剤、安定剤等の食品素材、品質改良剤を製造、販売しております。

③ **アグリフード事業**

乳製品、飲料、菓子、パン、ハム・ソーセージ、即席めん、農産加工業界等に、鶏卵加工品、たん白素材、即席食品用素材、フルーツ加工品、農産加工品等の食品素材、品質改良剤を製造、販売しております。

④ **その他の事業**

料理飲食等の事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	三 重 県 四 日 市 市
東 京 本 社	東 京 都 港 区
研 究 所	三 重 県 四 日 市 市
塩 浜 工 場	三 重 県 四 日 市 市
南 部 工 場	三 重 県 四 日 市 市
タイヨーインタナショナルインク	米 国 ミネソタ州 ミネアポリス 市
タイオールシードプライベートリミテッド	イ ン ド ム ン バ イ 市
開 封 太 陽 金 明 食 品 有 限 公 司	中 国 河 南 省 開 封 市
無 錫 太 陽 緑 宝 科 技 有 限 公 司	中 国 江 蘇 省 無 錫 市
上 海 太 陽 食 研 国 際 貿 易 有 限 公 司	中 国 上 海 市

(9) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
913名	1名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員145名は含んでおりません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(11) 事業の譲渡、合併等企业再編行為等

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行済株式の総数 23,513,701株（自己株式5,158,848株を含む。）
 (2) 株主数 5,922名
 (3) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
長陽物産株式会社	2,283	12.43
向陽興産株式会社	979	5.33
太陽化学取引先持株会	785	4.27
有限会社和向	760	4.14
有限会社コーネン	600	3.26
太陽化学従業員持株会	528	2.88
一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC	516	2.81
株式会社みずほ銀行	448	2.44
株式会社百五銀行	437	2.38
株式会社三重銀行	415	2.26

- (注) 1. 当社は、自己株式5,158千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (4) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山崎 長宏	(株式会社永谷園社外取締役)
代表取締役副社長	山崎 義樹	国内営業管掌
代表取締役副社長	山崎 長徳	海外事業管掌兼生産推進管掌 (タイヨーインタナショナルインク取締役社長) (開封太陽金明食品有限公司董事長) (上海太陽食研国際貿易有限公司董事長) (タイヨールシードプライベイトリミテッド取締役会長) (無錫太陽緑宝科技有限公司董事長)
取締役	加藤 友治	研究推進担当兼品質保証担当兼塩浜事業所長
取締役	吉岡 章二	アグリフード事業部長
取締役	増川 尚利	財務担当兼業務支援担当兼企業統括部長
取締役	内田 一仁	インターフェイスソリューション事業部長
取締役	佐藤 則夫	ニュートリション事業部長
取締役	久保田 修平	森・濱田松本法律事務所パートナー
常勤監査役	荒木 幹治	—
監査役	大橋 正行	学校法人大橋学園グループ会長
監査役	渡邊 誠人	公認会計士渡邊誠人事務所所長 税理士法人ACT所長

- (注) 1. 取締役久保田修平氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役大橋正行、渡邊誠人の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役渡邊誠人氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、監査役渡邊誠人氏を独立役員とする独立役員届出書を名古屋証券取引所に提出しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役久保田修平氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	9名	153,366千円
監査役	3名	16,750千円
合計	12名	170,116千円

- (注) 1. 上記の報酬等の額には、当事業年度における取締役22,564千円、監査役1,400千円の役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
2. 上記の報酬等の額には社外取締役1名の報酬額3,600千円、社外監査役2名の報酬額3,450千円が含まれております。

(4) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役久保田修平氏は、森・濱田松本法律事務所パートナーであります。同法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役大橋正行氏は、学校法人大橋学園グループ会長であります。同学園グループと当社との間には、特別の関係はありません。

監査役渡邊誠人氏は、公認会計士渡邊誠人事務所所長、税理士法人A C T所長であります。

公認会計士渡邊誠人事務所と当社との間には、特別の関係はありません。税理士法人A C Tと当社は、顧問契約を締結しておりますが、当社が同法人に支払う報酬年額は少額であり、影響を与え得ないものと判断しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	久保田 修 平	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、その経験と知見に基づき、必要に応じ、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。
監査役	大 橋 正 行	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、その経験と知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を積極的に行っております。また、監査役会13回のうち12回に出席し、その経験と知見に基づき、監査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要に応じ積極的に発言を行っております。
監査役	渡 邊 誠 人	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、その経験と知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を積極的に行っております。また、監査役会13回の全てに出席し、その経験と知見に基づき、監査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要に応じ積極的に発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、タイヨーインタナショナルインク、タイヨールシードプライベートリミテッド、開封太陽金明食品有限公司、無錫太陽綠宝科技有限公司、上海太陽食研国際貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の何れかに定める項目に該当すると判断した場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針であります。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議し、当該決議に基づく着実な運用を行い、体制の構築に努めております。その概要は、以下のとおりであります。

1) 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社の子会社(当社グループという。以下同じ。)に所属する取締役、及び使用人(社員等という。以下同じ。)は、「好奇心 そして行動」の基本理念のもと、倫理観と法令遵守の精神に基づき、社会的責任のある事業活動を行う。
- ② 社員等の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するために企業・従業員行動規範、及びコンプライアンスに関連した社内規程、社内ルールを定め、周知徹底する。
- ③ 当社グループのコンプライアンス体制を整備するため、全部門の社員等からなるコンプライアンス委員会を設置し、体制や施策の充実を図る。
- ④ 当社グループの法令、企業倫理に関する相談や通報に対し、社内相談室規程に則り、社内の相談窓口として社内相談室、社外の窓口を当社顧問弁護士に設置し、必要に応じて調査と対応を図る。
- ⑤ 内部監査室は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを定期的に監査し、当社グループの内部統制及び規律の状況を把握、評価する。
- ⑥ 当社グループは、市民生活の秩序や安全を脅かし、健全な企業活動を阻害する反社会的勢力による不当要求、犯罪行為に対して、毅然とした態度で臨む。

2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な職務の執行に係る文書等は、法令及び定款並びに社内規程等に基づき、これに関連する資料とともに適切に保存、管理する。重要な情報は、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針と規定の定めにより適切に管理する。

3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営に重大な影響を与える可能性のある損失のリスクを事業リスクとして定め、これに備えてリスク管理及び危機管理規程の制定と本規程に基づくリスク管理委員会を設置し、リスクを管理統括する体制を確保する。
- ② リスク管理委員会の下部組織として、発生が想定される事業リスクの識別、分析、評価を行う個別の委員会を設置し、リスクの軽減等に取り組む。
- ③ 内部監査室は、社内のモニタリング機関として、各委員会の活動状況を評価、及び監査し、リスク管理体制の有効性に関するレビュー結果を社長に報告し、重要な事項に関しては、取締役会等に報告する。
- ④ 重大な危機が発生した場合は、そのレベルに応じて危機対策本部を設置し、事業の復旧を図るとともに、損失を回避し、対外的な影響を最小限にとどめる。

4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回以上開催する取締役会において、取締役会規程に基づき、経営に関する重要な事項の審議、意思決定、及び取締役の職務執行状況の報告を行い、取締役の職務の執行が善管注意義務に則り行われていることを監視、監督する体制を確保する。
- ② 取締役会に準ずる重要な経営判断の機関として、取締役、常勤監査役をもって構成する経営審議会を随時開催し、経営計画、予算等、重要且つ緊急を要する事項について審議、報告を行う。
- ③ 原則として毎週第1営業日に、取締役、監査役、及び部門長が出席する定例報告会を開催し、各部門の業務の執行状況に関する課題の把握と解決のための協議、意思決定を効率的に行う。

- ④ 原則として毎月1回、取締役、監査役、財務部門長、及び事業部門長が出席する財務報告会を開催し、変化の激しい経営環境に対して機敏に対応する。

5) 子会社の業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関連会社管理規程を定め、子会社に対し事業の経過、財産の状況、及びその他の重要な事項について、適宜適切に当社への報告を義務付ける。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当社のリスク管理委員会は、子会社の危機管理体制を指導、監督する。
 - 子会社は、重大な危機が発生した場合は、当社と適切に連携し、事業の復旧を図るとともに、損失を回避し、対外的な影響を最小限にとどめる。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社経営の適正、且つ効率的な運営に資するための規程を定める。
 - 当社は、子会社の指揮命令系統、権限、及び意思決定に関する体制、及び運用状況を監督する。
 - ハ 子会社は、定例の取締役会を開催し、重要事項の決定、報告、及び各取締役の業務の執行状況を監督する。

6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は、監査の実効性を確保するため、必要あるときは何時でも内部監査室に所属する使用人に対し、監査役スタッフとして監査業務の補助を行うよう命令できる。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、その独立性を確保するため、取締役からの指揮命令を受けないものとする。当該使用人の人事異動や処遇については、監査役会の承認を得るものとする。

7) 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部門の使用人を兼務しないこととし、もっぱら監査役の指揮命令に従う。
- ② 当社は、監査役監査規程において、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従うことを明記し、その実効性を確保する。

8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の社員等が監査役に報告するための体制
 - イ 当社の社員等は、監査役の要求に応じて、随時その職務の執行状況その他に関して報告する。
 - ロ 当社の社員等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、社員等の不正行為、法令及び定款の定めに対する違反行為等を発見したときは、監査役に報告する。
 - ハ 公益通報の窓口である総務担当取締役は、公益通報の意義の認識に努め、通報の内容を適宜適切に監査役、又は監査役会に報告する。
- ② 子会社の取締役、監査役の業務を執行する社員、及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - イ 当社グループの社員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。
 - ロ 当社グループの社員等は、法令及び定款の定めに対する違反行為等、当社、又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、これを発見したときは、速やかに当社の監査役、又は監査役会に報告する。
 - ハ 当社の内部監査室等は、当社グループのコンプライアンス等の現状について定期的に当社の監査役に報告する。
 - ニ 当社グループの内部通報制度の担当部門は内部監査室とし、当社グループの社員等からの内部通報の内容、及びその他の方法により当社の社員等になされた報告等について、適宜適切に当社の監査役、又は監査役会に報告する。

9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社員等に周知徹底する。
- ② 当社の社内相談室規程において、当社グループの社員等が監査役に対して直接、及び間接的に通報を行うことを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇、その他の不利な取扱いの禁止を明記する。

10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、財務部門、総務部門等の関連部署において審議のうち、当該費用に係る費用、又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用、又は債務を適切に処理する。
- ② 当社は、監査役会が弁護士、公認会計士等の外部の専門家を監査のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、事業年度毎に予算を設ける。

11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役の監査が実効的に行われるための必要、且つ適切な情報等を適宜収集できるよう、監査役が出席する会議、閲覧する資料、取締役及び使用人が監査役及び監査役会に対し報告すべき事項等を定める規程を監査役会と協議のうえ制定する。
- ② 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部統制システムの基本方針の整備、及び内部監査部門の体制の充実、また、内部監査部門等、及び子会社の業務執行者と監査役との意思の疎通、情報交換等の実効的な連携等、監査役の円滑な監査活動の保証に関する事項の体制を整備する。また、代表取締役は、監査役及び監査役会とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

平成18年 5月22日制定

平成21年12月21日改定

平成27年 4月27日改定

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、 その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備、運用状況は、内部監査室がモニタリングを行い、改善を進めております。また、内部監査室は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

1) コンプライアンス体制

法令遵守の観点から、社内規程、社内ルールを定め、周知徹底するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、モニタリング、報告を行っております。また、当社の社会的信頼を維持することを目的として、社内相談室を設置し、顧問弁護士の法律事務所を窓口とした内部通報制度を整備することにより、法令違反や不正行為の早期発見や未然防止に努めております。

また、通報者が通報による不利益を受けない旨を規定し、運用しております。

当期は、コンプライアンス委員会を2回開催するとともに、内部監査室によるモニタリング等を実施し、社内規程、社内ルールの周知、徹底を図りました。また当期は、当該窓口への内部通報はありませんでした。

2) リスク管理体制

経営に重大な影響を与える可能性のある損失を事業リスクと定め、リスク管理及び危機管理規程を制定するとともに、リスク管理委員会を開催し、モニタリング、報告を行っております。

当期は、当社及び子会社の事業リスクの把握、統制、回避を図るため、リスク管理委員会を2回開催するとともに、事業リスクの統制、回避の実践状況に関するモニタリングを実施し、その結果を取締役に報告いたしました。またリスク管理委員会の下部組織であるBCP策定プロジェクトチームにより、事業継続計画の一環として、安否確認サービスを利用した社員等の安否確認報告訓練と、建物やインフラ設備の現地状況報告訓練を3回実施いたしました。

3) 子会社における業務の適正を確保するための体制

子会社は、関係会社管理規程に基づき、事業の経過、財産の状況及びその他重要な事項について、取締役会、経営審議会に対し適宜適切に報告しております。

当期は、常勤監査役、内部監査室、会計監査人等と連携し、海外子会社4社の往査を実施いたしました。海外生産子会社の品質管理体制の適正については、当社の品質保証部門から報告がなされております。また、海外事業部門は海外子会社の財務会議を定期的で開催し、財務の状況等に問題がない旨を確認しております。

4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当期は、取締役会を15回開催いたしました。

取締役会は、経営審議会及び財務報告会等における報告及び審議を経て、議案等関連資料の事前配布と十分な検討時間を確保したうえで、経営に関する重要な事項の審議、意思決定、及び取締役の職務執行状況の報告を行っております。

5) 監査役の監査の体制

取締役会への出席、及び常勤監査役による経営審議会を始めとする社内の重要会議への出席、並びに重要文書の閲覧等を通じて、取締役の職務の執行状況及び内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、監査役は、内部監査室、会計監査人との間で、三様監査を実施し、それぞれの実効性を高めるため定期的な意見交換会を開催し、相互に連携を図っております。

当期は、監査役監査の実効性を高めるべく、定期的に内部監査室との意見交換を行いました。会計監査人とは意見交換会を4回開催いたしました。また、13回開催した監査役会を通じた監査役相互の情報共有や社外取締役と社外監査役との情報交換会を4回実施し、経営の監督、監視機能の実効性の強化を図りました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会により決議することができる旨を定款第44条に定めております。

取締役会はこの権限の行使にあたり、以下の方針で臨むこととしております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最も重要な課題のひとつに位置付けております。

利益配分は、安定的な基準配当20円に業績に応じた利益還元分を加え、配当性向30%を目処として継続的に行うこと、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な将来に備えた内部留保の充実を図ることを基本方針としております。

当連結会計年度の期末配当につきましては、1株当たり普通配当10円に特別配当10円、会社創立70周年記念配当20円を加え40円とさせていただきます。

既に平成28年12月6日に実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせまして、年間配当金は1株当たり50円となります。

(4) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、総力を結集し、新たな課題に積極的にチャレンジし進化していく研究開発型企業として、企業価値・株主価値の向上に努めております。また、社会的な責任を果たし、且つ持続的な成長、発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、経営の透明性・健全性の向上とコンプライアンスの徹底に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

① 企業統治の体制

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、組織形態として、監査役会設置会社を採用しております。監査役会は原則として毎月1回以上開催しており、各監査役は取締役会をはじめとする社内の会議に積極的に参加し、取締役の業務執行に関する監査を行っております。取締役会は9名で構成されており、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに各取締役の執行状況を監督しており、原則として毎月1回開催することとしております。また、当社の経営戦略、中長期計画等を審議し、取締役会に諮問する機関として、経営審議会を設置しております。同審議会は、代表取締役3名で構成され、常勤監査役も出席しております。

当社はコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みとして、平成11年に「基本理念」「経営基本方針」を制定いたしました。また、当社が事業を継続するにあたり、想定される事業リスクの抽出を行うとともに基本方針の策定を行うことを目的に「リスク管理委員会」を設置しております。当社の企業統治の体制を推進することにより、業務執行・経営の監督体制を確保し迅速且つ的確な意思決定に基づく経営、透明性の高い経営を確保できる体制が整っているため、現状の体制としております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、内部監査室2名（監査役スタッフを兼務）は、各部門の業務執行及び業務全般の適正性ととどまらず、妥当性について現地現物での内部監査を継続的に実施しております。監査役監査は、社外監査役2名を含む3名の監査役で実施され、監査役3名は、取締役会に出席するほか、常勤監査役は、社内の重要な会議に積極的に参加し、適宜、提言、助言を行っております。また、取締役の職務執行の適法性の監査に加えて、違法性の兆候の段階から指摘改善するために経営面の監査を包括して実施しており、取締役の業務執行及び業務全般にわたり監査役監査を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの実効性が伴った経営監視を行っております。

監査役と会計監査人との相互連携につきましては、監査役が会計監査人の監査に立ち会うほか、年4回の会計監査人との定期的な会合を開催し、意見の交換及び情報の共有化を図ることで監査の品質向上に努めております。また、監査役と内部監査室との連携につきましても、監査役会は内部監査室に対し定期的に報告を求め、また特定事項についての調査を連携して行うなど監査の実効

性と効率化を図っております。なお、常勤監査役荒木幹治氏は、当社の財務部門等を歴任し、幅広い見識と経験を有しております。監査役大橋正行氏は学校法人経営で培ってきた経験により、幅広い見識を有しております。監査役渡邊誠人氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社は、独立性を確保するための社外役員（取締役及び監査役）の選任基準を定めております。

各々の専門的な知見に基づく公正且つ客観的な監督・監査の機能と役割が期待され、また一般株主との利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方とし、選任しております。当社は、経営の意思決定機能と執行役員による業務執行を管理監督する機能を有する取締役会に対し、社外取締役1名、監査役3名中2名を社外監査役とすることにより、経営への監視監督機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の監視監督機能が重要と考えており、社外取締役1名による監督、及び社外監査役2名による監視が実施されることにより、外部からの監視監督機能が十分に機能する体制が整っているため現状の体制としております。当社の社外取締役は、久保田修平氏1名であります。当社の社外監査役は、大橋正行氏、渡邊誠人氏の2名であります。渡邊誠人氏を独立役員とする独立役員届出書を名古屋証券取引所に提出しております。久保田修平氏及び大橋正行氏は、独立役員としての届出はしておりませんが、当社の定める独立性を確保するための社外役員（取締役及び監査役）の選任基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。社外取締役は、取締役会において、重要な経営案件につき独立した立場で監督する役割を担っております。社外監査役は、監査役会において内部監査室より内部統制等の実施状況について報告を受けるとともに、会計監査人との定期的な情報交換・意見交換を行い、監査の実効性の向上を図っております。

- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 売上高等の表示金額は消費税抜きであります。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,810,810	流 動 負 債	7,866,194
現金及び預金	8,270,940	支払手形及び買掛金	5,302,282
受取手形及び売掛金	10,359,189	未払法人税等	690,436
商品及び製品	2,962,568	賞与引当金	238,236
仕掛品	389,635	その他	1,635,239
原材料及び貯蔵品	1,798,224	固 定 負 債	1,228,154
繰延税金資産	238,478	繰延税金負債	605,926
その他	803,778	退職給付に係る負債	218,389
貸倒引当金	△12,005	役員退職慰労引当金	386,838
固 定 資 産	20,019,507	その他	17,000
有形固定資産	13,243,177	負 債 合 計	9,094,348
建物及び構築物	4,818,480	純 資 産 の 部	
機械装置及び運搬具	1,860,041	科 目	金 額
工具、器具及び備品	416,420	株 主 資 本	33,082,521
土地	6,038,562	資 本 金	7,730,621
その他	109,672	資 本 剰 余 金	7,918,674
無形固定資産	229,996	利 益 剰 余 金	22,045,797
のれん	28,863	自 己 株 式	△4,612,572
その他	201,132	その他の包括利益累計額	1,542,669
投資その他の資産	6,546,333	その他有価証券評価差額金	1,481,176
投資有価証券	4,332,863	繰延ヘッジ損益	9,230
繰延税金資産	77,636	為替換算調整勘定	104,432
その他	2,152,784	退職給付に係る調整累計額	△52,170
貸倒引当金	△16,950	非支配株主持分	1,110,778
資 産 合 計	44,830,318	純 資 産 合 計	35,735,969
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	44,830,318

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	額
売上高		39,487,936
売上原価		30,272,052
売上総利益		9,215,883
販売費及び一般管理費		5,771,609
営業利益		3,444,274
営業外収益		
受取利息及び配当金	88,856	
その他の	50,058	138,915
営業外費用		
支払利息	14,577	
持分法による投資損失	41,380	
貸与資産減価償却費	6,831	
為替差損	367,389	
その他の	29,104	459,284
経常利益		3,123,906
特別利益		
固定資産売却益	99	
投資有価証券売却益	0	100
特別損失		
固定資産除却損	31,007	
投資有価証券売却損	0	31,007
税金等調整前当期純利益		3,092,999
法人税、住民税及び事業税	929,669	
法人税等調整額	79,612	1,009,282
当期純利益		2,083,716
非支配株主に帰属する当期純利益		139,263
親会社株主に帰属する当期純利益		1,944,452

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年4月1日期首残高	7,730,621	7,918,674	20,688,701	△4,612,549	31,725,447
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△587,355		△587,355
親会社株主に帰属する当期純利益			1,944,452		1,944,452
自己株式の取得				△23	△23
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,357,096	△23	1,357,073
平成29年3月31日期末残高	7,730,621	7,918,674	22,045,797	△4,612,572	33,082,521

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成28年4月1日期首残高	1,106,805	△10,096	203,602	△51,826	1,248,485	976,985	33,950,918
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△587,355
親会社株主に帰属する当期純利益							1,944,452
自己株式の取得							△23
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	374,371	19,327	△99,169	△344	294,184	133,792	427,977
連結会計年度中の変動額合計	374,371	19,327	△99,169	△344	294,184	133,792	1,785,050
平成29年3月31日期末残高	1,481,176	9,230	104,432	△52,170	1,542,669	1,110,778	35,735,969

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	22,228,061	流動負債	7,649,921
現金及び預金	6,809,717	買掛金	5,295,722
受取手形	561,166	未払金	816,419
売掛金	10,212,006	未払費用	196,431
商品及び製品	2,373,737	未払法人税等	654,469
仕掛品	389,635	未払消費税等	365,784
原材料及び貯蔵品	1,456,783	預り金	83,817
前払費用	22,174	賞与引当金	237,276
繰延税金資産	164,173	固定負債	860,695
関係会社短期貸付金	15,706	退職給付引当金	115,805
その他の	233,004	役員退職慰労引当金	386,838
貸倒引当金	△10,044	長期預り保証金	17,000
固定資産	20,068,666	繰延税金負債	341,052
有形固定資産	12,087,096	負債合計	8,510,617
建物	3,774,969	純資産の部	
構築物	264,120	科 目	金 額
機械及び装置	1,546,862	株主資本	32,341,772
車両及び運搬具	30,763	資本金	7,730,621
工具、器具及び備品	358,029	資本剰余金	7,918,674
土地	6,017,668	資本準備金	7,914,938
建設仮勘定	94,682	その他資本剰余金	3,735
無形固定資産	113,191	利益剰余金	21,297,207
ソフトウェア	108,987	利益準備金	1,932,655
施設利用権	4,203	その他利益剰余金	19,364,552
投資その他の資産	7,868,378	固定資産圧縮積立金	434,034
投資有価証券	3,468,451	特別償却準備金	5,765
関係会社株式	629,913	別途積立金	9,400,000
関係会社出資金	1,467,311	繰越利益剰余金	9,524,751
関係会社長期貸付金	1,597,850	自己株式	△4,604,731
長期前払費用	103,989	評価・換算差額等	1,444,338
その他の	617,811	その他有価証券評価差額金	1,444,338
貸倒引当金	△16,950	純資産合計	33,786,110
資産合計	42,296,728	負債・純資産合計	42,296,728

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売上高		37,553,094
売上原価		29,921,697
売上総利益		<u>7,631,396</u>
販売費及び一般管理費		4,801,648
営業利益		<u>2,829,748</u>
営業外収益		
受取利息及び配当金	79,149	
受取賃貸料	27,624	
その他	35,619	142,394
営業外費用		
支払利息	14,167	
為替差損	346,331	
貸与資産減価償却費	6,831	
その他	19,391	386,721
経常利益		<u>2,585,421</u>
特別利益		
固定資産売却益	100	
投資有価証券売却益	0	100
特別損失		
固定資産除却損	23,585	
投資有価証券売却損	0	23,585
税引前当期純利益		<u>2,561,936</u>
法人税、住民税及び事業税	769,136	
法人税等調整額	△54,625	714,511
当期純利益		<u>1,847,424</u>

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本											
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成28年4月1日期首残高	7,730,621	7,914,938	3,735	7,918,674	1,932,655	443,858	7,995	9,400,000	8,252,628	20,037,138	△4,604,708	31,081,726
事業年度中の変動額												
剰余金の配当									△587,355	△587,355		△587,355
当期純利益									1,847,424	1,847,424		1,847,424
自己株式の取得											△23	△23
特別償却準備金の取崩							△2,229		2,229	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩						△9,823			9,823	-		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△9,823	△2,229	-	1,272,122	1,260,068	△23	1,260,045
平成29年3月31日期末残高	7,730,621	7,914,938	3,735	7,918,674	1,932,655	434,034	5,765	9,400,000	9,524,751	21,297,207	△4,604,731	32,341,772

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年4月1日期首残高	1,079,134	1,079,134	32,160,861
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△587,355
当期純利益			1,847,424
自己株式の取得			△23
特別償却準備金の取崩			-
固定資産圧縮積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	365,203	365,203	365,203
事業年度中の変動額合計	365,203	365,203	1,625,249
平成29年3月31日期末残高	1,444,338	1,444,338	33,786,110

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

太陽化学株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 三 宅 恵 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 小 出 修 平 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太陽化学株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

太陽化学株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 三 宅 恵 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 小 出 修 平 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽化学株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、全監査役の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

太陽化学株式会社 監査役会

常勤監査役	荒	木	幹	治	Ⓔ
社外監査役	大	橋	正	行	Ⓔ
社外監査役	渡	邊	誠	人	Ⓔ

以 上

お 知 ら せ

第100期期末配当金のお支払いについて

当社は、平成29年5月8日開催の取締役会において、第100期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の期末配当金につき、下記のとおり決議いたしました。

記

1. 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり	金40円
（普通配当10円、特別配当10円、会社創立70周年記念配当20円）	
配当総額	734,194,120円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月6日

つきましては、平成29年6月6日を支払開始日として、1株当たり40円をお支払いさせていただきますので、同封の期末配当金領収証により、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局において、お受け取りいただきますようお願い申し上げます。

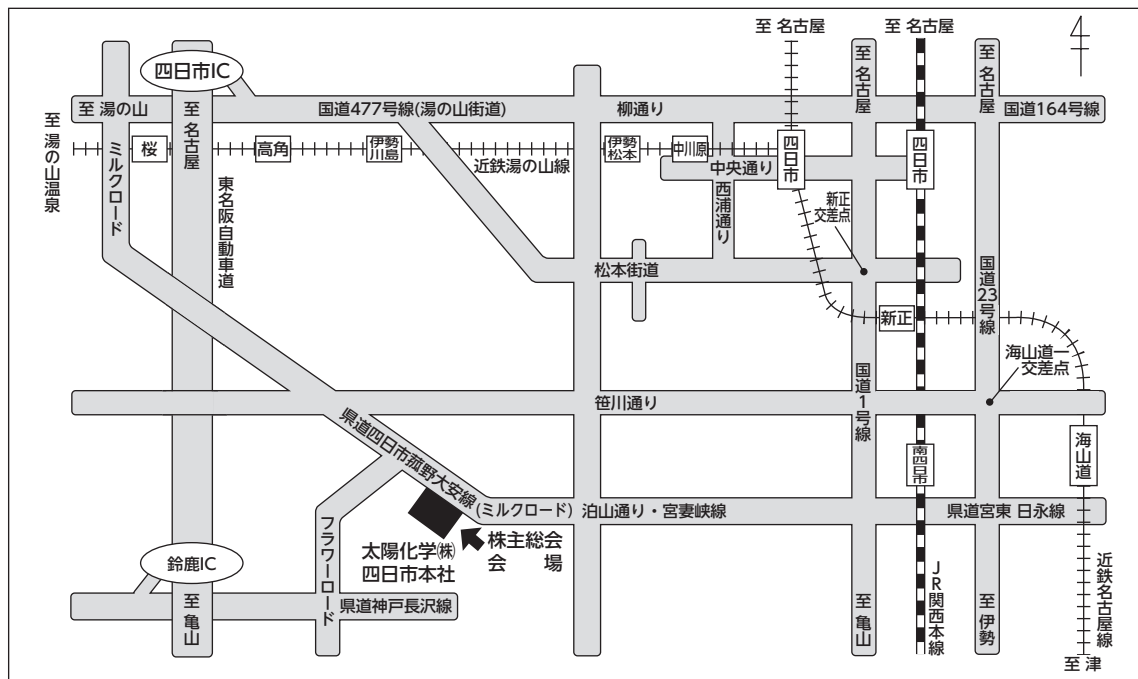
また、配当金の口座振込をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「お振込先について」を株式数比例配分方式をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」をそれぞれ同封いたしましたのでご確認ください。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場・当社四日市本社 総合センター体育館

三重県四日市市山田町800番 電話059-340-0801



[ご案内] 当日は、近鉄「四日市駅」西口から午前9時10分に出発する送迎バスを用意しておりますので、ご利用ください。(所要時間 約25分)



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。